報告４

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告します。

令和４年５月２０日

長与町長　吉　田　愼　一

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

１　和解及び損害賠償の相手方

住所　長崎県西彼杵郡長与町[redacted]

氏名　[redacted]

２　事故の概要

(1) 事故発生日時

令和４年１月２３日　午前１１時００分頃

(2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町岡郷[redacted]

(3) 事故の状況

上記日時及び場所において、本町が管理する道路法面より落下した石が、相手方が所有する駐車中の車両２台に当たり、それぞれの車両のフロントガラス及びリアバンパーが破損した。

３　和解の内容

本町は、相手方に対して下記４の額の損害を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、本町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

４　損害賠償の額

２８６，５７２円

令和４年４月２０日

長与町長　　吉　田　慎　一